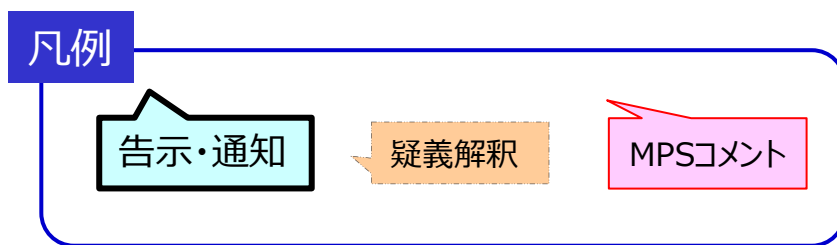


# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2024年度改定版） 「自家製剤加算」

作成：日医工株式会社 MPSグループ

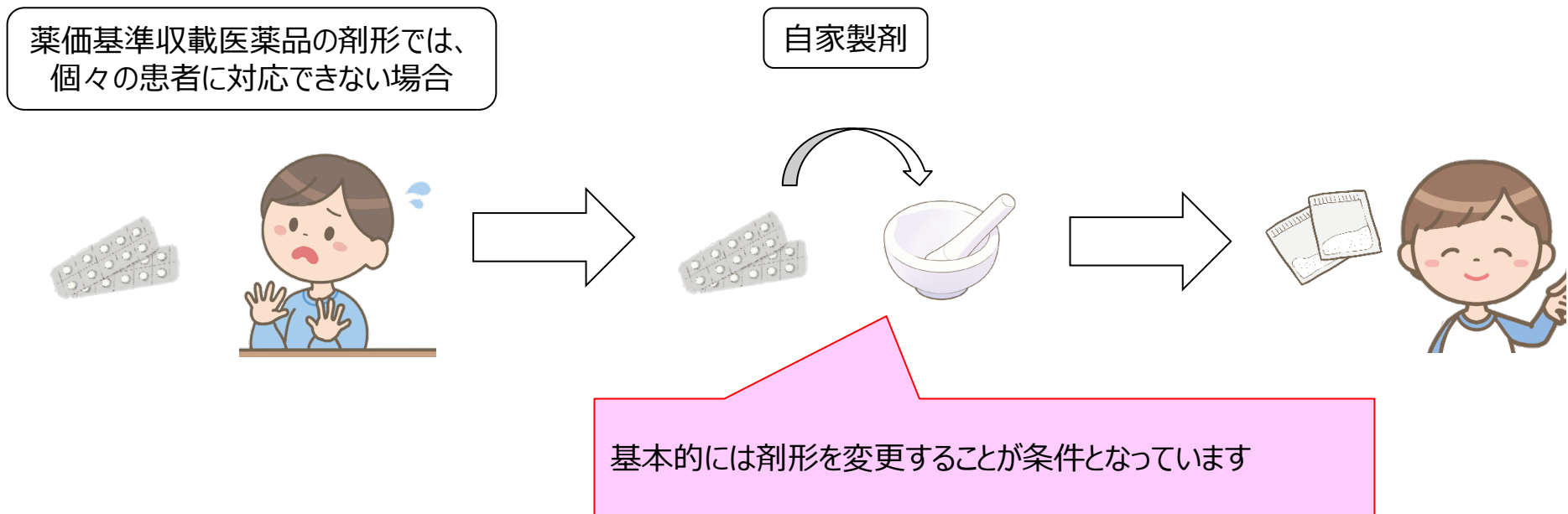


資料No.20240906-1120-3

(2024年9月6日改訂)  
・2024年度改定に合わせて改訂しました

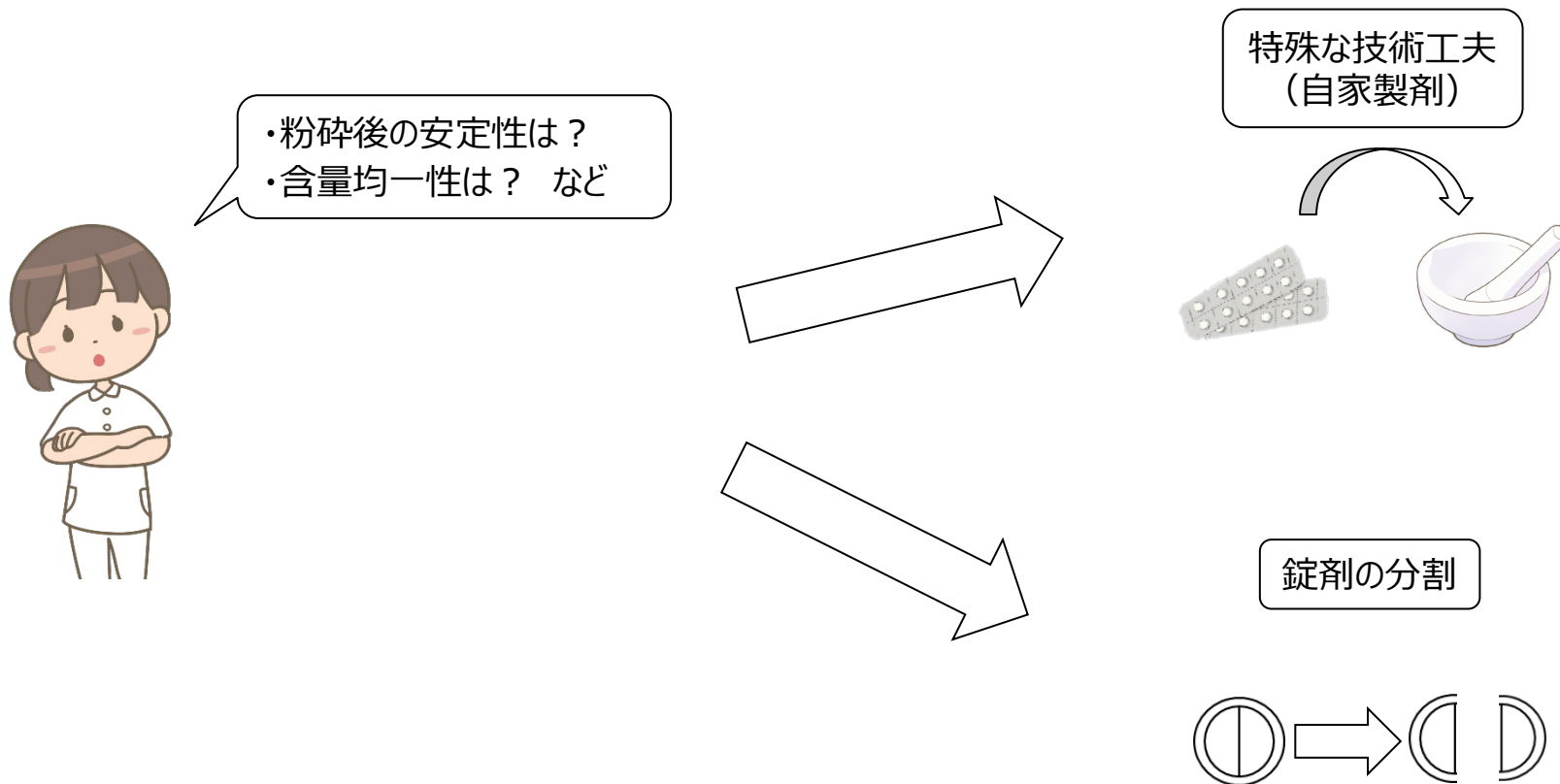
本資料は、2024年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- 自家製剤とは、医薬品に対し調剤上の特殊な技術工夫（添加剤の追加、粉碎、滅菌など）を行うことです
- 自家製剤加算は、患者の服用にあたり、薬価基準に記載されている剤形では対応できない場合に、自家製剤を行うことを評価した点数です



# 自家製剤の実施前に行うこと

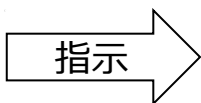
○自家製剤を実施する場合は、医薬品の特性を十分に理解し薬学的に問題ないことを判断する必要があります



○自家製剤加算は、医師の指示に基づき、患者が容易に服用できるような調剤上の工夫を行った剤形変更や錠剤を分割して調剤した場合に算定できます



医師



指示

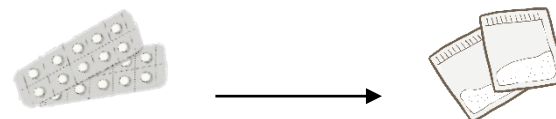


薬剤師

安定剤、溶解補助剤、簡易懸濁等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加湿、滅菌等

## 該当する例

錠剤を粉砕して散剤とする

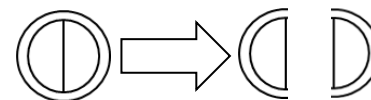


主薬を溶解して点眼剤を無菌に製する

主薬に基剤を加えて坐剤とする

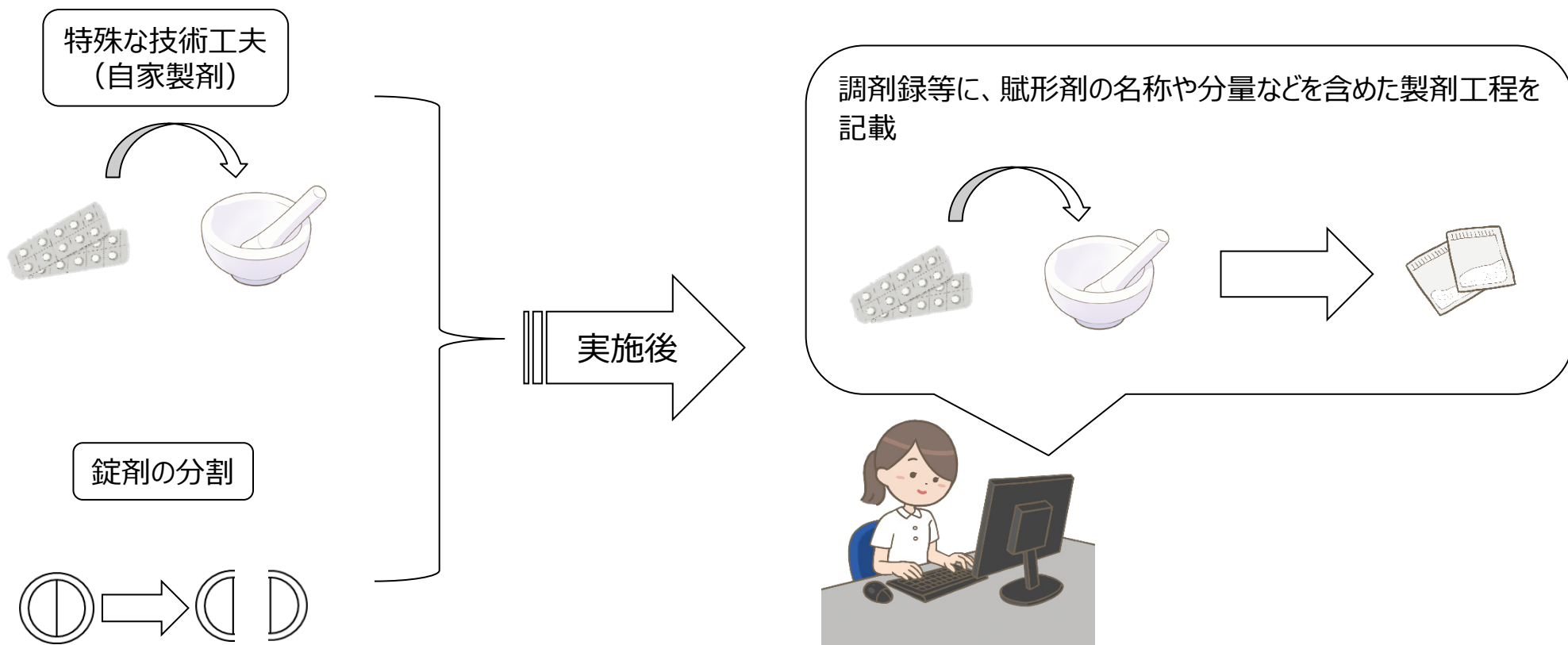
既製剤を単に小分けする場合は該当しない

錠剤を分割する



# 自家製剤の実施後に行うこと

○自家製剤を行った後は、賦形剤の名称や分量等も含めて製剤工程を調剤録等に記載します

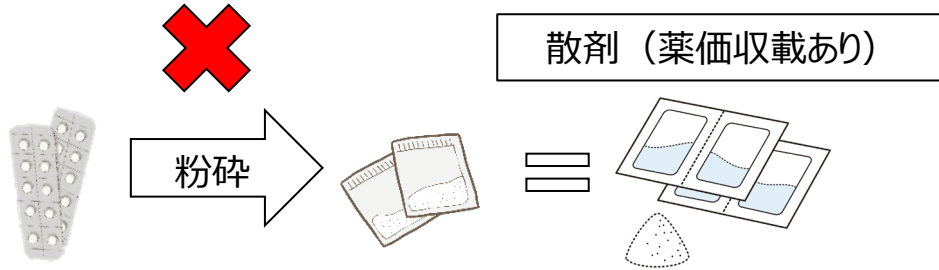


- 自家製剤加算は、自家製剤により調剤した医薬品の剤形が薬価収載されている医薬品と同一剤形及び同一規格の場合は算定できないとされています  
ただし、供給上の問題により当該医薬品が入手困難の場合は算定できます（2024年度改定による見直し）
- また、液剤を調剤する場合で、承認上（添付文書上）、用事溶解して（服用するときに溶かして）使用する医薬品を交付時（調剤時）に溶解した場合は算定できません

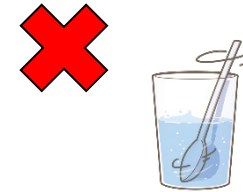
✖ 自家製剤した医薬品が薬価収載されている医薬品と同一剤形及び同一規格の場合

✖ 液剤を調剤する場合で、承認上、用事溶解する医薬品を交付時に溶解した場合

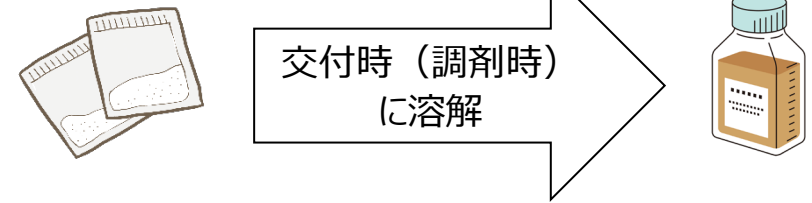
ただし……



承認上、用事溶解するとされている医薬品  
(ドライシロップなど)



○ 供給状況により、薬価収載されている医薬品が入手困難な場合は算定できる  
**(2024年度調剤報酬改定から)**



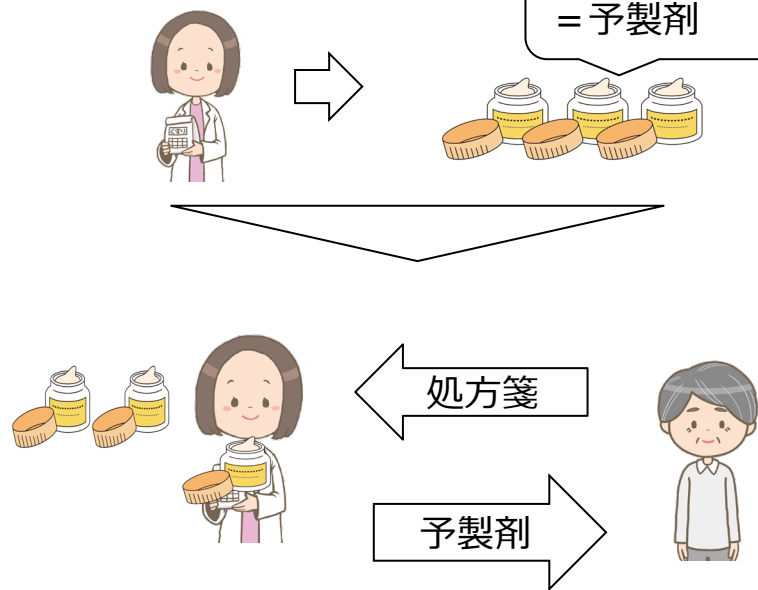
レセプトの摘要欄に確保できなかった医薬品名と確保できなかった事情を記載する

- 予製剤とは、処方箋を受け付ける前に、あらかじめ複数回分の医薬品を自家製剤した上で用意しておくことです
- 錠剤を分割する場合とは、医師の指示に基づき錠剤を分割することです
- 「予製剤」と「錠剤を分割する場合」は通常の自家製剤加算の点数を100分の20で算出した点数を算定します

## 「予製剤」

あらかじめ想定される調剤のために、複数回分を製剤し、処方箋受付時に製剤を投与（交付）すること

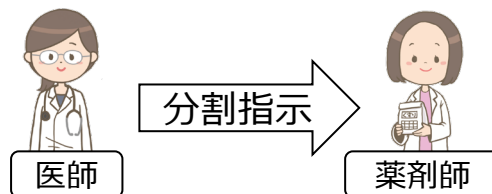
前もって自家製剤  
= 予製剤



## 「錠剤を分割する場合」

- ・医師の指示に基づき錠剤を分割すること（割線の有無に関わらず算定できる）

【2022/3/31  
疑義解釈その1】



- ・分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定不可

例

薬価基準
A錠10mg
<b>A錠5mg</b>



半分の規格の5mgが薬価収載されているため算定不可

【2016/3/31疑義解釈その1】（要約）

RP A錠200mg 1回1.5錠疼痛時服用

A錠と同一有効成分の100mg規格は薬価基準に収載されていないが、300mg規格が収載されている場合、200mg錠を1.5錠調剤したとしても、同量に相当する300mg錠があるので算定不可

- 自家製剤加算を算定した「剤」については、計量混合調剤加算は併算定できません（剤が異なる場合は算定できます）

例1：同一剤【1剤】の場合

Rp1 A錠 3錠 **分3毎食後** 14日分  
散剤への剤形変更の指示有

Rp2 B散 1.5g } **分3毎食後** 14日分  
C散 0.5g }  
D散 1.0g }

自家製剤加算  
又は  
計量混合調剤加算

のうちどちらか1つを算定

例2：別剤【2剤】の場合

Rp1 A錠 3錠 **分3毎食後** 14日分  
散剤への剤形変更の指示有

Rp2 B液 10ml } **分3毎食後** 14日分  
C液 5ml }  
D液 1.0g }

自家製剤加算  
+  
計量混合調剤加算

**併算定可能**

内服用固形剤（錠剤、散剤等）と内服用液剤は1日の服用時点・服用回数  
が同じでも別剤として取扱います

- 外来服薬支援料2を算定した範囲の医薬品については、自家製剤加算は算定できません（一包化の範囲に含まれない薬剤について自家製剤を行った場合は算定できます）

例

Rp1 A錠 0.5錠 **分1朝食後** 14日分  
半錠の規格は薬価収載されていない  
Rp2 B錠 2錠 **分2朝・夕食後** 14日分  
Rp3 C錠 3錠 **分3毎食後** 14日分  
(一包化)

外来服薬支援料2

A錠は外来服薬支援料2の範囲の医薬品（一包化した医薬品）のため**自家製剤加算は算定不可**



- 錠剤等の内服薬は投与日数に応じて加算され、投与日数は実際に自家製剤により調剤した分の日数で数えます
- 錠剤等の内服薬以外は投薬量や投薬日数に関わらず、1調剤行為に対して算定します
- 「予製剤」と「錠剤を分割する場合」は通常 of 自家製剤加算を100分の20にした点数で算定し、錠剤を分割して予製剤とする場合も、「予製剤」や「錠剤を分割する場合」と同じ点数（4点又は18点）を算定します

		点数	予製剤 (20/100)	錠剤分割 (20/100)
内服薬 屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬 (投与日数が7又はその端数を増すごと)	20点	4点	4点
	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の屯服薬	90点	18点	18点
	液剤	45点	9点	—
外用薬	錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点	18点	18点
	点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75点	15点	—
	液剤	45点	9点	—

・薬価収載されている医薬品に賦形剤を加えて、薬価収載されている医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤により調剤した場合にも算定できる  
 ・通常成人又は6歳以上の小児に対して矯味剤等を加える必要がない医薬品を6歳未満の乳幼児に対して調剤する場合は、薬剤師が必要性を認めて医師の了解を得た後で単に矯味剤等を加えて製剤した場合であっても算定できる

【2004/3/30疑義解釈その1】(要約)

- 賦形剤は薬剤料として請求可能。製剤化に必要な安定剤、溶解剤、矯味・矯臭剤などは薬価収載されているものであっても別に請求できない。
- 成人用のカプセル剤をあけて、または錠剤を粉碎して小児用に計量した場合、散剤や水剤が無い場合に限り、算定要件を満たせば算定できる

【2022/3/31疑義解釈その1】(要約) 内服薬の下記剤形は自家製剤加算においてそれぞれ別剤形として取り扱う

- ① 錠剤、口腔内崩壊錠、分散錠、粒状錠、カプセル剤、丸剤
- ② 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤



**薬剤師の皆様に見て頂きたい**

# Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録  
不要

**「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」**  
2つのコンテンツをセットで閲覧することで  
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

## 薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。  
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

## 診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。  
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

## ■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC／PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>